

第1回 芽室町教育振興基本計画策定委員会次第

令和4年6月1日(水)

午後7時から

芽室町役場地下第5・6会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 委員長・副委員長選任
- 6 諮問書交付
- 7 芽室町教育振興基本計画について
- 8 芽室町教育振興基本計画（平成31度から令和4年度）の評価、振り返りについて
- 9 その他

『芽室町教育振興基本計画』について

1 芽室町教育振興基本計画策定の背景・趣旨

芽室町教育委員会では、第5期芽室町総合計画の個別計画として、平成31年度から令和4年度までの4か年を計画期間とする、芽室町教育基本計画を策定しました。

計画策定時以降、人口減少や少子高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展、産業構造の変化、経済格差や二極化などにより、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルが大きく変わり、従来の知識や経験だけでは解を見出すことが難しい時代となっています。子どもたちが、未来において様々な困難を乗り越え、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長していくことが必要です。

また、開かれた特色ある学校づくりに向けて、教育の様々な課題を保護者や地域社会と共有し、子どもたちの夢を育む教育の実現を図っていく必要があります。

このような状況の中、これまで芽室町が取り組みを進めてきた教育施策を引き続き推進し、さらに充実させるとともに、国や北海道の計画を参照しながら、今後の芽室町教育の目標や方向性を明らかにするとともに、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目標として、「第2期芽室町教育振興基本計画」を策定します。

2 教育振興基本計画とは

教育振興基本計画は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、基本的な方針や講ずべき施策その他の必要な事項について、『教育基本法第17条』に基づいて定める計画で、国が定めるものと、地方公共団体が定めるものとがあります。

(1) 国の第1期教育振興基本計画（平成20年度から平成24年度）

平成20年に策定された国の『第1期教育振興基本計画』では、教育基本法に示された教育の理念の実現に向け、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を、①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる、②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる、としています。このような教育の姿の実現を目指し、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の4つの基本方向を示しています。

方向1　社会全体で教育の向上に取り組む

方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

方向3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

(2) 国の第2期教育振興基本計画（平成25年度から平成29年度）

平成25年6月に策定された『第2期教育振興基本計画』では、グローバル化の進展などにより世界全体が急速に変化する中にあって、生産年齢人口の減少など深刻な諸課題を抱え、極めて危機的な状況にあると強調しています。一方で、「人の絆」や基礎的な知識技能の平均レベルの高さなどの強みを踏まえ、成熟社会に適合した新たな社会モデルを構築していくことが求められているとしています。これらを踏まえて、4つの基本的方向性(ビジョン)を示しています。

- ① 社会を生き抜く力の養成
- ② 未来への飛躍を実現する人材の養成
- ③ 学びのセーフティネットの構築
- ④ 絆づくりと活力のあるコミュニティの形成

(3) 国の第3期教育振興基本計画（平成30年度から令和4年度）

第3期計画は、第2期計画の理念を引き継ぎつつ、第2期計画の進捗状況を踏まえた教育をめぐる現状を整理し、2030年以降の社会の変化を見据えた課題等へ対応していくための計画策定に向け、現時点での考え方をまとめています。

これまでの教育の状況等を踏まえ、5つの視点により具体的な施策を提示し、成果目標や指標を設定していくべきとしています。

- ① 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ② 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- ③ 生涯学び、活躍できる環境を整える
- ④ 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ⑤ 教育政策推進のための基盤を整備する

(4) 北海道教育推進計画（平成30年度から令和4年度）

北海道教育委員会では、平成18年10月に北海道が目指す教育の基本的な理念や目標などを明確にするために、「北海道教育ビジョン」を策定し、このビジョンに掲げた教育の基本理念及び基本目標の実現に向けて、平成20年3月に第4次北海道教育長期総合計画である「北海道教育推進計画」が策定されました。

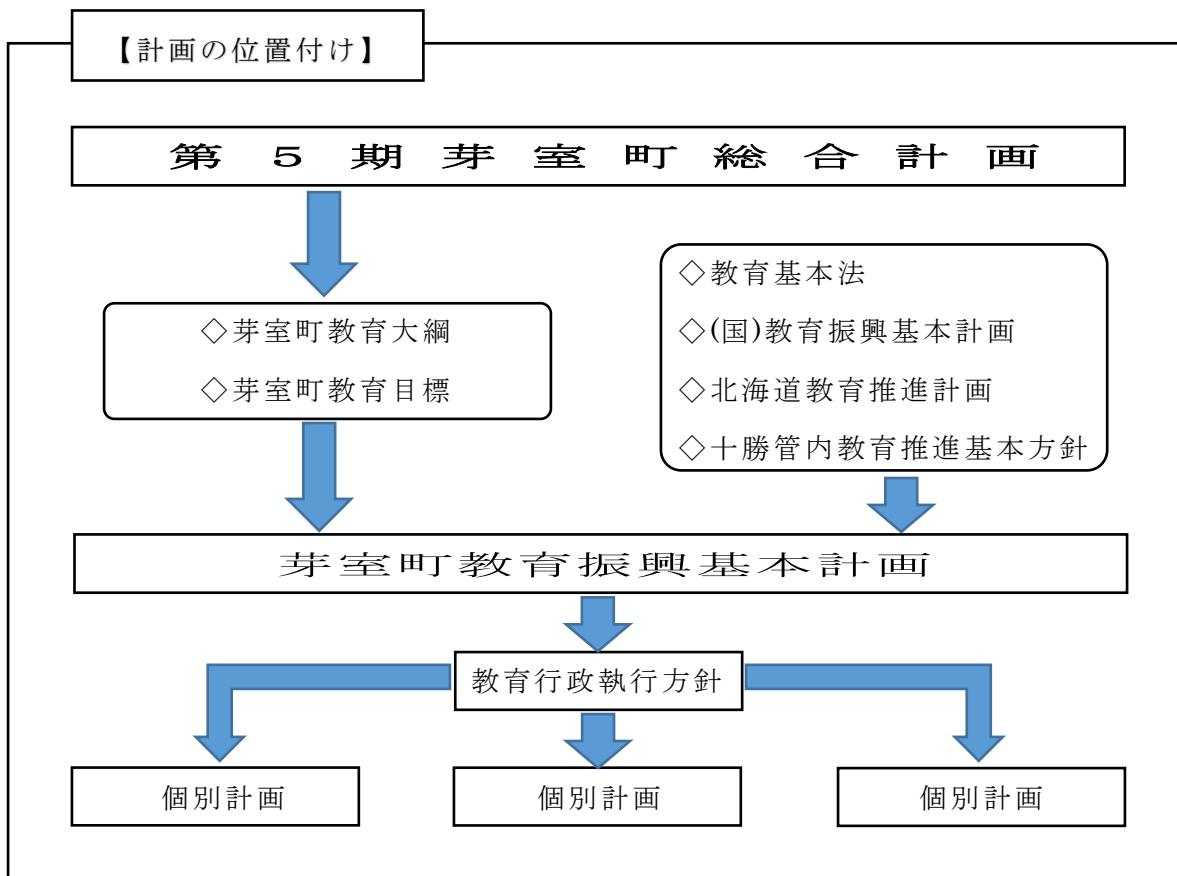
その理念を継承しつつ、本道の将来的な課題を踏まえ、教育施策の総合的な教育計画として、平成 30 年度から令和 4 年度までを計画期間とする、第 5 次の北海道教育長期総合計画が策定されています。

この計画は、「教育基本法」第 17 条第 2 項に規定される、地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

3 芽室町教育振興基本計画の位置付けと他の計画との関係

教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、国の(第 3 期)教育振興基本計画及び(第 5 次)北海道教育長期総合計画を参照し、芽室町の実情に応じ、芽室町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定するもので、今後において目指すべき教育の目標を実現するための方針を定めるものです。

また、芽室町の最上位計画である「芽室町総合計画」及び「芽室町教育大綱」との整合性を図るとともに、教育委員会が所管・策定する各個別計画の上位計画として、学校教育と生涯学習を包含した教育に関する施策を総合的に示す計画として策定します。



4 芽室町教育振興基本計画の対象範囲

芽室町の教育を取り巻く環境を踏まえた施策展開を効果的・重点的に進めるため、教育委員会の所管する町立小・中学校の学校教育及び幼児から高齢者までの生涯学習全般を対象とします。

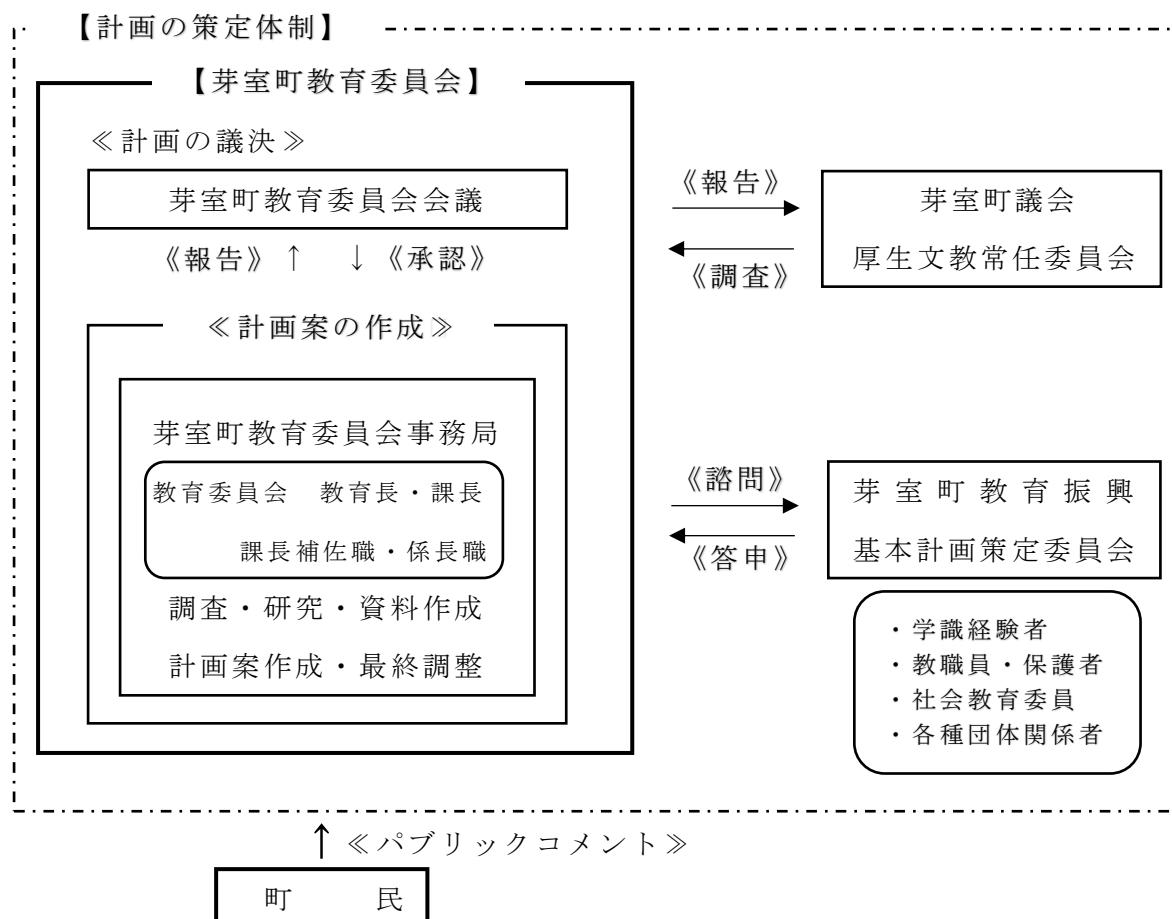
5 芽室町教育振興基本計画の期間

第5期芽室町総合計画後期実施計画の開始年度である令和5年度を初年度に、実施計画の期間である向こう4年間で取り組む教育の姿を示し、その実現に向けて計画的・重点的に取り組む施策を定めます。

6 芽室町教育振興基本計画の策定体制

(1) 芽室町教育振興基本計画策定委員会

- ① 組織：学識経験者、教職員及び保護者、社会教育委員、各種団体関係者等
- ② 所掌：教育振興基本計画策定のための調査及び審議、諮問に対する答申



芽室町教育振興基本計画

2019 年度（平成 31 年度）

～

2022 年度（平成 34 年度）



平成 30 年 12 月

芽室町教育委員会

目 次

第1章 芽室町教育振興基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	4

第2章 基本理念と施策項目

第1節 基本理念	6
第2節 施策項目	6

施策項目 1 確かな学力と社会の変化に対応する力の育成	9
施策項目 2 規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成	11
施策項目 3 健やかな体の育成と健康・防災教育の推進	14
施策項目 4 特別なニーズに対応した教育の推進	16
施策項目 5 地域とともにある学校づくりの推進	18
施策項目 6 教育の機会均等などの確保に向けた方策の推進	20
施策項目 7 安心安全で質の高い教育環境の整備	22
施策項目 8 社会教育の推進と文化・スポーツの振興	24

【参考資料】

1 芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例	28
2 芽室町教育振興基本計画策定委員名簿	30
3 室町教育振興基本計画策定経過	31

第1章 芽室町教育振興基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 計画の期間

第1節 計画策定の趣旨

今日、我が国において、IoT や人工知能をはじめとする急速な技術革新や、高度情報化社会の到来、経済・社会のグローバル化の進展、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化、環境問題の深刻化など、激動する社会状況は、人間関係や地域の連帶意識の希薄化を生みだし、家庭や地域の教育力の低下を招く要因となって、時代を生きる子どもたちの成長や発展に大きな影響を及ぼしています。

このような中において、町民一人一人が自ら可能性を最大限発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが求められています。そのため、地域における教育の実情と課題を踏まえ、町としての教育ビジョンを示し、これに向かって家庭・学校・地域・関係機関が連携・協働しながら、町づくりの基盤となる教育の創造と実践に取り組んでいくことを目指し、「芽室町教育振興基本計画」を策定します。

なお、この計画は教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

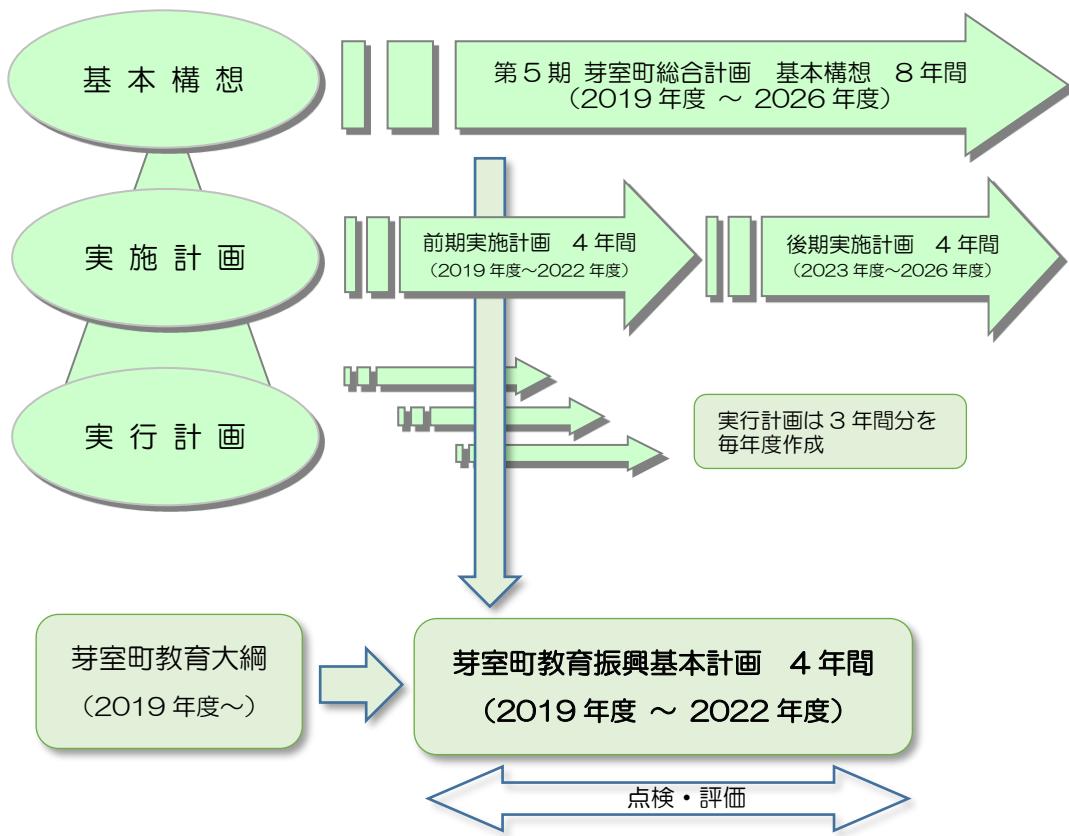
教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号）（抜粋）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、国の「第3期教育振興基本計画」、北海道の「北海道教育推進計画」を踏まえ、「第5期芽室町総合計画」で掲げる教育施策との整合性を図りつつ、町長が定める「教育に関する大綱」に沿うとともに、教育に関する町の諸計画を勘案して策定しています。



第3節 計画の期間

この教育振興基本計画は、2019年度（平成31年度）から2022年度（平成34年度）までの4年間とします。なお、計画期間中であっても、法改正及び町の上位計画の改編、また、様々な社会情勢の変化により新たに対応すべき教育課題等が生じた場合は、適宜見直しを行っていくこととします。

第2章 基本理念と施策項目

第1節 基本理念

第2節 施策項目

第1節 基本理念

これからの中は、変化に適応するのみならず、自らが自立して主体的に社会に関わり、人間ならではの新たな価値を創造し、将来を創り出すことができるようになることが求められ、そのためには、予測不能な状況の中で課題を把握し、多様な人々と協働しながら解決していく資質・能力の育成が重要となってきます。

グローバル化の進展や人口減少など社会情勢の変化や様々な教育課題を踏まえ、本町の将来を担う子どもたちが、夢や希望を持ち可能性に挑戦し健やかに成長できるよう、これからの中室町が目指す教育の基本理念を次のとおり掲げます。

基本理念

芽室を愛し
夢の実現に挑戦する
心豊かな次代に輝く人を育む

生まれ育った自然豊かな中室町へのふるさとの誇りと愛着を持ち、自分の夢や目標の実現に向けて挑戦し、規範意識や思いやりの心を持ち、中室町はもとより各地域や様々な分野で活躍する人を育みます。

第2節 施策項目

教育を取り巻く諸課題や社会的要請を踏まえ、基本理念を実現するため、今後展開する施策項目（主な取組み）を整理しました。

施策項目と施策の主な取り組み

施 策 項 目
施策の主な取り組み
1 確かな学力と社会の変化に対応する力の育成 <ul style="list-style-type: none"> (1) 新学習指導要領の確実な実施 (2) 確かな学力を身に付けるための方策 (3) 教育(学習)環境の整備
2 規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成 <ul style="list-style-type: none"> (1) 質の高い道徳の授業づくりの充実 (2) いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応 (3) 発達の段階に応じた人権教育、情報モラル教育などの推進 (4) 豊かな情操を培う芸術文化活動の推進
3 健やかな体の育成と健康・防災教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 体力・運動能力の向上と運動習慣の定着 (2) 各教科を通じた、健康で豊かな食生活を支える食育指導の推進 (3) 子どもの基本的な生活習慣の確立と健康教育の推進 (4) 防災・安全教育の推進
4 特別なニーズに対応した教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 発達支援システムによる一貫性と継続性のある支援体制の構築 (2) 特別な支援や配慮を必要とする児童生徒に対するきめ細やかな対応
5 地域とともにある学校づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) コミュニティ・スクールの導入促進 (2) 山村留学制度の推進
6 教育の機会均等などの確保に向けた方策の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 要・準要保護児童生徒就学支援事業の実施 (2) 私立高等学校授業料補助の実施 (3) 大学等奨学金貸付事業の実施
7 安心安全で質の高い教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校施設などの老朽化対策としての長寿命化改修の計画的な実施 (2) I C T・教材備品等の環境整備 (3) スクールバスの安全・安心な運行管理の徹底 (4) 教職員の資質向上と組織の活性化 (5) 教職員住宅の適正な維持管理 (6) 小中学校配置計画の推進

施 策 項 目
施策の主な取り組み
8 社会教育の推進と文化・スポーツの振興
(1) 青少年の基本的な生活習慣の定着と体験学習の場の充実
(2) 地域学校協働活動の推進
(3) 学習支援体制の充実と学習発表の場の提供
(4) 社会教育・社会体育施設の機能の充実
(5) 社会教育関係団体の支援
(6) 高齢者の学習機会の充実と社会参加の促進
(7) 文化財の調査・保護の推進
(8) 発祥の地ゲートボールの普及振興

施策項目 1 確かな学力と社会の変化に対応する力の育成

第5期茅室町総合計画

基本目標2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策2・1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

1 現状と課題

本町において、平成29年度の全国学力・学習状況調査の結果では、「学校の授業以外に、普段（月曜日～金曜日）1日どれくらいの時間勉強しますか」という質問に対し、「1時間以上勉強する」と答えた割合が小学校で42.8%（全道57.1%、全国64.4%）、中学校で64.0%（全道64.2%、全国69.6%）であり、特に小学校で家庭学習の時間が短い傾向があります。

確かな学力を身につけるためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、主体的に学習に取り組む力の育成が必要なことから、各学校においては、全国平均を目指し、子ども一人ひとりの学力の定着度を把握して、個に応じたきめ細やかな指導を行うとともに、「主体的・対話的で深い学び」の充実に向け授業改善を推進するとともに、社会の変化に対応する力の育成が求められています。

2 施策の概要

子どもの確かな学力と社会の変化に対応できる力の育成のため、各学校において「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めます。また、落ち着いた学習環境を整えるとともに、個に応じたきめ細やかな指導の充実に努めます。

3 施策の主な取り組み

（1）新学習指導要領の確実な実施

- ①各学校において、新学習指導要領に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の充実に向け、授業改善を実現することができるよう、学校教育指導を行うとともに、学校の実情に応じた支援をします。
- ②教育課程編成とその進度の点検、定期的な学校訪問等を担う学校教育推進員の配置を検討します。
- ③町の基幹産業である農業や歴史や文化など、郷土に根ざした特色ある教育活動を推進します。
- ④小学校における外国語活動・外国語科の導入に向け、教員の研修等の機会の確保に努めるとともに、外国語指導助手（ALT）の複数配置や招致外国青年の活用により、英語・国際理解教育を推進します。
- ⑤プログラミング的思考の育成を含む情報活用能力の育成のため、教育ICT環境を整備し

ます。

(2) 確かな学力を身に付けるための方策

- ①各学校において、全国学力・学習状況調査等の結果を分析し、教育課程を編成・評価するとともに、検証改善を図るサイクルを計画的・組織的に推進します。(カリキュラムマネジメントの推進)
- ②小学校における 35 人以下学級編制の実施や中学校への拡大の検討、教職員定数加配教諭による TT 指導及び習熟度別少人数指導の実施などを通じて、きめ細やかで質の高い学びを推進します。
- ③中 1 ギャップを解消し、学力向上につなげるため、小中連携教育を推進します。
- ④学校と家庭が一体となって、発達段階に応じた家庭学習の習慣化を推進します。

(3) 教育（学習）環境の整備

- ①全校体制での学習規律の確立と落ち着いた学習環境づくりを推進します。
- ②長期休業中の学習習慣の定着及び学習機会の提供を目的に、小・中学生を対象に学習支援事業（寺子屋めむろ）を実施します。
- ③学校図書標準充足率 100% を維持するとともに、学校司書配置について検討します。
- ④子育て支援課が実施する「子どもの居場所づくり推進事業」と連携・協力します。

4 施策の方向性（成果指標）

指標	基準年度 (H29)	H30 年度 実績	R01 年度 実績	R02 年度 実績	R03 年度 実績	目標年度 (R4)
①全国学力・学習状況調査において、児童生徒の科目的平均正答率の全国値を 100 とした場合の値	小 6 91.1 中 3 97.6	小 6 90.7(92.1) 中 3 99.9(100.5)	小 6 87.4 中 3 99.7	実施中止	小 6 96.4 中 3 95.2	100.0 以上
②全国学力・学習状況調査において、「学校の授業以外に、普段（月曜日～金曜日）1 日どれくらいの時間勉強しますか」という質問に対して、「1 時間以上勉強する」と回答した児童生徒の割合	小 6 42.8% 中 3 64.0%	小 6 41.3% 中 3 67.4%	小 6 47.8% 中 3 64.5%	実施中止	小 6 40.1% 中 3 74.6%	小 6 64.0% 中 3 70.0%
③全国学力・学習状況調査において、「授業（算数・数学）の内容がよくわかる」「どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合	小 6 78.9% 中 3 73.2%	小 6 78.6% 中 3 73.6%	小 6 77.1% 中 3 70.4%	実施中止	小 6 84.5% 中 3 63.0%	小 6 80.0% 中 3 80.0%

■評価・振り返り

①令和3年度時点では小学校、中学校ともに目標数値に達していない状況である。

小学校においては、目標数値より3.6ポイント低い状況であるが、基準年度に比べ5.3ポイント増加している。中学校においては、目標数値より4.8ポイント低い状況であり、基準年度に比べても2.4ポイント減少している。

②令和3年度時点では、小学校ではまだ目標数値に達していないが、中学校では達成している状況である。

小学校においては、目標数値より23.9%低い状況であり、基準年度に比べても2.7%減少している。中学校においては、目標数値より4.6%高く、基準年度に比べても10.6%増加している。

③令和3年度時点では、小学校では目標数値に達しているが、中学校では達していない状況である。小学校においては、目標数値より4.5%高くなっているが、基準年度に比べても5.6%増加している。中学校においては、目標数値より17.0%低い状況であり、基準年度に比べても10.2%減少している。

※目標達成に向けては、町による小学校全学年での35人以下学級編制や北海道教育委員会による加配（授業改善推進チーム活用事業、指導方法工夫改善加配等）を活用することにより、町内児童生徒の学力を向上させ、目標の達成を目指す。

施策項目 2 規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成

第5期茅室町総合計画

基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策 2・1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

政策 2・2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

1 現状と課題

本町においては、「学校のきまりを守っている、どちらかと言えば守っている」と回答した児童生徒の割合が、小学校で89.2%、中学校で96.3%であり、学校のきまりという一番身近で基本的なルールを守ろうとする児童生徒が多い傾向にありますが、人としてより良く生きる子どもたちの育成のため、学校の教育活動全体を通して、規範意識や生命尊重などの基本的な倫理観や思いやりの心、豊かな人間性を育むため、道徳教育の充実が求められています。

本町では、茅室町いじめ防止基本方針を策定し、さらに全小中学校で学校いじめ防止基本方針を策定し、全町あげていじめの防止や早期発見・解決に取り組んでいますが、どの児童生徒にもいじめは生じえるという認識に立ち、「いじめを見過ごさない子ども」の育成のため、家庭と連携し、学校における指導の徹底や意識啓発が求められています。

不登校については、本町においても全国の傾向と同様に増加の傾向にあります。不登校の理由や児童生徒の状況は多様化しており、早期の支援や家庭や関係機関との連携のもと組織的に対応していくとともに個別の状況に応じた支援が必要です。

2 施策の概要

子どもたちに規範意識や互いを思いやる気持ち、生命を大切にする心などの豊かな心を育むため、道徳教育の充実を図るとともに、芸術に触れる機会や体験活動の充実に努めます。

いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応に向け、支援体制の整備に取り組むとともに発達の段階に合わせた人権教育や情報モラル教育等を推進します。

3 施策の主な取り組み

(1) 質の高い道徳の授業づくりの充実

- ①「考え議論する道徳」へのスムーズな転換を図り、道徳教育を充実させるため、各学校において、道徳教育の全体計画や年間指導計画の見直し・改善を図るとともに、道徳科の授業以外の教育活動においても、道徳教育に関わる指導の内容や時期等を明確にします。
- ②課題解決的・体験的な学習など多様な指導方法を取り入れた授業を展開できるよう、道徳教育推進教師を中心に授業研究・授業改善を図ります。
- ③家庭や地域と連携を図り、基本的生活習慣・学習習慣の定着を推進し、規律意識等の道徳的

価値を大切にする心を育成します。

(2) いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応

- ①いじめ解消に向け、いじめの積極的な認知と情報共有を推進するとともに、「いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応の強化と検証による基本方針の適宜見直しを行います。
- ②いじめアンケートの結果に基づいた適切な指導や教員の研修を行うとともに、関係機関と連携して児童生徒へ情報モラル教育や人権教育などを行うなど、いじめの未然防止のための対策を行います。
- ③児童一人一人の学校や学級における生活意欲や満足度を把握し、望ましい学級集団づくりや人間関係づくりを進めるため、「Q-Uテスト」の活用を図ります。
- ④いじめや不登校などの悩みを持つ児童生徒や保護者、教諭等に対して、スクールライフアドバイザーを活用した助言・相談、関係機関との連携等の教育相談事業の充実を図るとともに、教育相談事業の充実のため、スクールライフアドバイザーの複数配置を検討します。
- ⑤学校適応指導教室「ゆうゆう」にて、学習・体験の場の提供やコミュニケーション能力の育成を行い学校への復帰を促します。

(3) 発達の段階に応じた人権教育、情報モラル教育などの推進

- ①道徳授業や出前講座を活用し、人権に関する正しい知識の習得と自他を尊重する態度を育成する人権教育を推進します。
- ②P T A、青少年健全育成協議会等の関係機関と連携して作成した、「茅室町スマホ・ケータイ・ネット親子ルール宣言」の定着を図るとともに、学校・家庭において情報モラル教育の推進をします。
- ③保健体育の授業や出前講座等を活用し、性的少数者への正しい理解を促進します。
- ④成人年齢引き下げに対応できる力を身につけるため、社会科の授業や出前講座等を活用して社会参画の態度を育む主権者教育を推進するとともに、中学生を中心とする職場体験活動の計画的な実施や、学年に応じた進路指導を通じて、キャリア教育を推進します。
- ⑤主体的に環境に配慮して行動できる態度を身につけるため、各学校に設置している太陽光発電設備の活用や地域の特色を生かした環境教育を、教科横断的に推進します。

(4) 豊かな情操を培う芸術文化活動の推進

- ①児童生徒へ優れた作品に触れる機会を提供する芸術鑑賞事業や、児童生徒の自己肯定感を育成し、活力に満ちた児童生徒を育成することを目的とした講演会等を実施する豊かな心を育む人づくり推進事業を継続し、豊かな情操を養います。
- ②学校図書標準充足率 100%以上を維持するとともに、学校司書配置について検討します。
- ③音楽や図画工作・美術等の授業を通じて、心を豊かにする教育を推進します。
- ④学校や家庭・地域において、児童生徒の豊かな人格形成を推進するため、自然体験や生活体験、お手伝い等の体験活動を充実します。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度 (H29)	H30 年度 実績	R01 年度 実績	R02 年度 実績	R03 年度 実績	目標年度 (R4)
①全国学力・学習状況調査において、「自分には、よいところがある」「どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小 6 70.1% 中 3 73.6%	小 6 83.0% 中 3 81.0%	小 6 76.2% 中 3 77.9%	実施中止	小 6 74.7% 中 3 83.6%	小 6 78.0% 中 3 78.0%
②全国学力・学習状況調査において、「学校のきまり(規則)を守っている」「どちらかといえば守っている」と回答した児童生徒の割合	小 6 89.2% 中 3 96.3%	小 6 86.2% 中 3 95.2%	小 6 90.6% 中 3 97.1%	実施中止	該当する質問項目無し	小 6 93.0% 中 3 96.0%
③全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があつてもいけないことだと思う」「どちらかといえばいけないとことだと思う」と回答した児童生徒の割合	小 6 97.4% 中 3 91.3%	小 6 97.2% 中 3 96.5%	小 6 95.1% 中 3 94.8%	実施中止	小 6 99.4% 中 3 96.3%	すべての児童生徒が「いけないことだと思う」と回答することを目指す

■評価・振り返り

①令和3年度時点では、小学校ではまだ目標数値に達していないが、中学校では達成している状況である。

小学校においては、目標数値より3.3%低い状況であるが、基準年度に比べて4.6%増加している。中学校においては、目標数値より5.6%高く、基準年度に比べても10.0%増加している。

②令和3年度の全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙では該当する項目が削除されている状況。なお、令和元年度時点では、小学校ではまだ目標数値に達していないが、中学校では達成している状況である。

③令和3年度時点では小学校、中学校ともに目標数値に達していない状況である。

小学校においては、目標数値より0.6%低い状況であるが、基準年度に比べて2.0%増加している。中学校においては、目標数値より3.7%低い状況であるが、基準年度に比べて5.0%増加している。

※目標達成に向けては、児童生徒の自己肯定感を高める取り組みや規範意識、互いを思いやる気持ち、生命を大切にする心などの豊かな心を育むため、道徳教育の充実を図り、目標の達成を目指す。

施策項目 3 健やかな体の育成と健康・防災教育の推進

第5期芽室町総合計画

基本目標2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策2・1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

政策2・2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

1 現状と課題

本町においては、平成29年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、「体育の授業以外で1週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上」と回答した児童生徒の割合が、小学校男子で90.4%（全国93.7%、北海道92.9%）、小学校女子で82.7%（全国88.3%、北海道88.4%）、中学校男子で93.7%（全国93.9%、北海道91.5%）、中学校女子で72.8%（全国80.8%、北海道77.3%）となっており、中学生男子以外は全国・全道に比べて運動時間が短い傾向が見られます。

また、全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べていますか」という質問に対し、「食べている、どちらかと言えば食べている」と回答した児童生徒の割合は96.1%となっており、高い水準を保ってはいるものの、正しい食習慣が確立していない児童生徒も一定数いる状況です。

子どもの体力は、健康増進のみならず学習意欲にも大きく関わっていることから、学校では授業改善や「1校1実践」など、体力向上・運動習慣づくり推進や、栄養教諭による食育指導の充実が求められています。

2 施策の概要

子どもたちの体力・運動能力の向上を目指し、体育授業の工夫改善やスポーツ機会の充実を図るとともに、子どもの基本的な食習慣や生活習慣の確立のため、食育指導や健康教育の推進に努めます。

3 施策の主な取り組み

(1) 体力・運動能力の向上と運動習慣の定着

- ①体育専科教員を活用した体育授業の工夫改善や、各学校の特色を生かした体力向上策である「1校1実践」の推進により、授業以外でも運動することの喜びや楽しみを育てます。
- ②保護者に対して、子どもたちの体力や健康の状況について適切な情報提供を行い、保護者の意識啓発を図るほか、全国・全道大会に出場する児童生徒への助成やスポーツ機会の充実を通じて、体力・運動能力の向上を図ります。

(2) 各教科を通じた、健康で豊かな食生活を支える食育指導の推進

<p>①全ての学校・学年・学級において、学校給食を活用した栄養教諭による食に関する正しい知識や望ましい食習慣の指導を行うとともに、今後も学校での食育指導を継続するため、県費負担教職員定数配置基準に基づく栄養教諭の減員対策を検討します。</p> <p>②食育教育の充実や地産地消意識の推進のため、地元食材を活用し、本町の基幹産業である農業の大切さと食の安全安心を学ぶ「めむろまるごと給食」を継続します。</p> <p>③学校給食において、食物アレルギー等に対する代替食などの提供や危機管理体制の充実を図るとともに、学校給食施設の衛生管理の徹底と施設・設備の老朽化に対する計画的な修繕や更新整備を実施します。</p>
<p>(3) 子どもの基本的な生活習慣の確立と健康教育の推進</p> <p>①学校・家庭・地域が連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進し、子どもの基本的な生活習慣の確立を図ります。</p> <p>②子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、健康教育の一環として、小学校4年生及び中学校1年生に生活習慣病検査（血液検査）を実施するとともに、要指導等と診断された児童生徒及び保護者に対し、子育て支援課と連携して栄養指導等を行います。</p>
<p>(4) 防災・安全教育の推進</p> <p>①各学校において、災害予防等の知識の向上及び地震や水害などにおける避難等の具体的な対応方法の習得など、自分の身を守る防災教育の推進に努めます。</p> <p>②保健体育の授業や出前講座を活用し、自他の命を尊ぶ安全教育や性教育、薬物乱用防止等の発達段階に応じた指導を充実します。</p>

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度 (H29)	H30 年度 実績	R01 年度 実績	R02 年度 実績	R03 年度 実績	目標年度 (R4)
①全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体力合計点の全国平均値を50.0とした場合の値	小5男子 47.2 小5女子 46.6 中2男子 51.6 中2女子 48.8	小5男子 48.6 小5女子 47.5 中2男子 51.9 中2女子 49.7	小5男子 52.7 小5女子 52.6 中2男子 50.0 中2女子 48.4		小5男子 47.6 小5女子 51.5 中2男子 47.3 中2女子 46.7	50.0 以上
②全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体育の授業以外で1週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上と回答した児童生徒の割合	小5男子 90.4% 小5女子 82.7%	小5男子 92.8% 小5女子 84.4%	小5男子 93.4% 小5女子 87.7%		小5男子 89.7% 小5女子 88.6%	94.0% 小5女子 88.0%

	中2男子 93.7%	中2男子 92.1%	中2男子 92.8%		中2男子 89.8%	中2男子 94.0%
	中2女子 72.8%	中2女子 78.8%	中2女子 80.6%		中2女子 79.0%	中2女子 81.0%
③全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	小6 86.1%	小6 84.8%	小6 87.1%	実施中止	小6 84.0%	小6 90.0%
	中3 85.5%	中3 81.5%	中3 88.4%		中3 91.0%	中3 90.0%

■評価・振り返り

①令和3年度時点では、小学校女子のみ目標数値に達している状況である。

小学校において、男子については目標数値より2.4ポイント低い状況であるが、基準年度に比べて0.4ポイント増加している。女子については1.5ポイント高く、基準年度に比べても4.9ポイント増加している。中学校において、男子については目標数値より2.7ポイント低い状況であり、基準年度に比べても4.3ポイント減少している。女子については3.3ポイント低く、基準年度に比べても2.1ポイント減少している。

②令和3年度時点では、小学校女子のみ目標数値に達している状況である。

小学校において、男子については目標数値より4.3%低い状況であり、基準年度に比べても0.7%減少している。女子については0.6%高く、基準年度に比べても5.9%増加している。中学校において、男子については目標数値より4.2%低い状況であり、基準年度に比べても3.9%減少している。女子については2.0%低いが、基準年度に比べて6.2%ポイント増加している。

③令和3年度時点では、小学校ではまだ目標数値に達していないが、中学校では達成している状況である。

小学校においては、目標数値より6.0%低い状況であり、基準年度に比べて2.1%減少している。中学校においては、目標数値より1.0%高く、基準年度に比べても5.5%増加している。

※目標達成に向けては、各校にて全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、取組の改善・充実を図るとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進を継続し、子どもの基本的な生活習慣の確立を図ることにより、目標の達成を目指す。

施策項目 4 特別なニーズに対応した教育の推進

第5期茅室町総合計画

基本目標2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策2・1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

1 現状と課題

本町において、平成30年度に特別支援学級に在籍する小・中学校の児童生徒は114人（全児童生徒数1,805人）となっており、平成25年度の在籍者数は68人（全児童生徒数1,954人）であったことから、児童生徒の総数は減っているものの、特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加する傾向にあります。加えて、通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする児童生徒が一定数在籍しており、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実が求められています。

また、特別な支援が必要な人に対しては、関係機関が連携し、乳幼児から就労期まで一貫性と継続性のある支援を行うことができるよう「茅室町発達支援システム」により、様々な取組を行っていますが、時代の状況やニーズに対応する支援の充実が必要です。

2 施策の概要

幼児期から学校卒業まで、切れ目のない一貫した指導や支援が行われるよう、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況を把握し、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導や必要な支援に努めます。

3 施策の主な取り組み

(1) 発達支援システムによる一貫性と継続性のある支援体制の構築

- ①認定子ども園・幼稚園・保育所から小学校への情報の円滑な伝達や連携を深め、子どもたちがより良い小学校生活を送ることができるよう「保育と教育の架け橋カンファレンス」を実施します。
- ②読み書きに困り感のある児童の早期発見と適切な指導のため、小学校1・2年生を対象に「読み書き支援スクリーニング」を実施します。
- ③小・中学校の円滑な情報伝達により、児童がより良い中学校生活を送ることができるよう、中学校入学前に「特別支援教育における小・中連携事業」を実施します。
- ④特別な指導が必要な児童生徒に対し、一人ひとりの教育ニーズに応じた支援ができるよう、研修会を実施するなど、「茅室町個別支援計画」の作成と活用を推進します。
- ⑤就学等の各種相談体制及び関係機関との連携を強化するため、現在1人である「地域コーディネーター」の複数配置を検討します。

(2) 特別な支援や配慮を必要とする児童生徒に対するきめ細やかな対応

- ①特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、特に学校生活における補助が必要な児童生徒に対して学校支援員を適正に配置します。
- ②通常学級において特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、チーム・ティーチングを行えるよう、児童生徒の実態に合わせて教育活動指導助手を配置します。
- ③各学校において、特別支援教育に関する研修会の実施や、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援委員会の活性化等によって、校内支援体制の充実を図ります。
- ④多様な指導に対応した教材・教具の整備に努めます。

4 施策の方向性（成果指標）

指標	基準年度 (H29)	H30 年度 実績	R01 年度 実績	R02 年度 実績	R03 年度 実績	目標年度 (R4)
①「芽室町個別支援計画」を進学先等への引き継ぎに活用している学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%	継続
②小・中学校に配置されている教育活動指導助手や支援員の人数	18 人	10 人	21 人	19 人	17 人	増員

■評価・振り返り

- ①令和3年度時点では、目標数値に達している状況である。
- ②令和3年度においては、教育活動指導助手を計9名、学校支援員を計8名、町内の小中学校に配置した。次年度以降についても、各校の状況を鑑み、適切な人員配置を行っていく。

施策項目 5 地域とともにある学校づくりの推進

第5期茅室町総合計画

基本目標2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策2・1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

1 現状と課題

少子高齢化や地域社会のつながりの希薄化等が進む中、学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、学校と地域がパートナーとして連携し、協働による取り組みを進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標や将来像を共有することが重要です。

本町においても、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進める「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入に向け、教職員や地域住民等の制度内容や成果等への理解と、地域における組織や運営体制づくりが求められています。

また、本町においては、恵まれた自然の中で、他校や異なった地域出身の児童生徒などの交流を通じ、豊かな情操を育てる山村留学を、上美生地区山村留学推進協議会組織を中心となって留学生の受け入れを行っており、児童生徒の増加はもちろん、上美生小学校及び同中学校下の地域活性化につながることから、今後も継続した留学生確保のため、協議会と家庭・学校・行政の協力体制の構築が求められています。

2 施策の概要

児童生徒の発達段階を踏まえた教育活動の連続性と、教育課程の編成・実施や指導方法の工夫改善などを通じた学校運営の充実を図り、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支えていくため、保護者や地域の人たちが学校運営に参画するなど、地域とともにある学校づくりを推進します。

3 施策の主な取り組み

(1) コミュニティ・スクールの導入促進

- ①学校運営地域協力者会議で培ってきた学校と地域の関係を大切にしながら、地域の実情に合わせたコミュニティ・スクールについて、全ての学校への導入を進めます。
- ②コミュニティ・スクール導入を促進するための人材確保・育成等運営の充実を図ります。

(2) 山村留学制度の推進

- ①上美生小・中学校では、地域との連携を図りながら山村留学制度を継続して推進します。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度 (H29)	H30 年度 実績	R01 年度 実績	R02 年度 実績	R03 年度 実績	目標年度 (R4)
①コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入されている学校の割合	0%	0%	100%	100%	100%	100%
②全国学力・学習状況調査において、「保護者や地域の人々が学校における教育活動や様々な活動によく参加してくれる」「参加してくれる」と回答した学校の割合	100%	100%	85.7%	実施中止	100%	継続

■評価・振り返り

- ①平成 30 年度に設置規則を制定し、令和元年より全ての学校で導入されている状況である。
- ②目標数値に達している状況である。今後についても、目標達成のため取組を継続していく。

施策項目 6 教育の機会均等などの確保に向けた方策の推進

第5期茅室町総合計画

基本目標2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策2・1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

1 現状と課題

本町の就学援助を受けている児童生徒の割合（5月1日時点）は、平成29年度は15.7%、平成30年度は14.3%であり、平成25年度が16.5%であることから、景気の回復等により年々認定率が下がっているものの、一定の割合で経済的な理由により、子どもを学校に通わせることが困難な家庭があります。

本町では、平成29年度に「茅室町子どもの貧困対策 対応指針」を策定し、府内外各機関での発見・対応策の共通認識を図っているところですが、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また家庭の経済状況によって子どもが進学を断念することがないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

2 施策の概要

経済的な理由で子どもの就学の機会が損なわれることのないよう、就学に係る経済的支援を推進します。

3 施策の主な取り組み

(1) 要・準要保護児童生徒就学支援事業の実施

- ①保護者が安心して子どもを就学させることができるように、学用品費等の援助を実施します。
- ②全ての保護者に対して、学校を通じて制度のお知らせと申請書を配付するほか、広報紙などを通じて周知するなど、周知の徹底に努めます。
- ③必要な時期に必要な援助ができるよう、希望者に対し、「新入学用品費」を入学前に支給します。
- ④申請時の聞き取りの内容によっては、必要に応じて相談機関の情報提供を行います。

(2) 私立高等学校授業料補助の実施

- ①学費の負担の大きい私立高等学校へ子どもを通学させている保護者に対し、負担軽減のため、授業料の一部を補助します。
- ②関係高等学校と連携し、対象となる全ての方に制度のお知らせを送付するほか、広報紙などを通じて周知の徹底に努めます。

(3) 大学等奨学生貸付事業の実施

- ①家庭の経済状況によって進学を断念することができないよう、無利子で大学等奨学生を貸付します。
- ②奨学生が必要な方が必要な時期に借り入れができるよう、通年貸付及び新入学生に対し、入学前貸付を実施します。
- ③近年の状況に合わせ、奨学生の借り入れがしやすいよう、連帯保証人の町内在住要件を廃止しました。
- ④「人口減少克服・地方創生」の視点から、貸付者が卒業後、一定期間芽室町に居住し就業した場合、償還金の一部を一定の間免除する制度を実施します。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度 (H29)	H30 年度 実績	R01 年度 実績	R02 年度 実績	R03 年度 実績	目標年度 (R4)
①教育の機会均等などの確保に向けた各種制度の周知徹底	継続	継続	継続	継続	継続	継続

■評価・振り返り

- ①制度の周知については、保護者への通知や町HP、広報誌等で周知を行っているところであるが、今後についても継続して周知を行い、就学に係る経済的支援の推進を図る。

施策項目 7 安心安全で質の高い教育環境の整備

第5期茅室町総合計画

基本目標2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策2・1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

1 現状と課題

学校施設は子どもたちが1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な役割を果たすものであるとともに、災害等の際の応急避難所等としての機能を備える必要があることから、老朽化改修や多様なニーズに対応するための整備が求められています。また、グローバル化や急速な情報化など社会の変化が激しく、将来の変化を予測することが困難な時代の中、情報や情報手段を主体的に選択・活用していくために必要な情報活用処理能力を体系的に育むための、ICT教育の推進が必要となっています。

教職員は、児童生徒の教育に直接携わる教育の専門家として、資質・能力の向上や法令順守・不祥事の未然防止と服務規律の徹底が求められています。また、長時間労働の社会問題化に対応する、時間外勤務の縮減に向けた取り組みが必要あります。

教職員の福利厚生の充実のうえから、老朽化した教職員住宅の整備・解体など、計画的な改修・修繕の実施と、管理戸数・維持管理計画の策定が求められています。

また、保護者の多様なニーズへの対応や、教育の質的向上を図るため、小中学校配置計画及び、特定地域における学校選択を認める特定地域選択制度の継続推進が必要です。

2 施策の概要

安全・安心な学習・生活環境を確保するとともに、時代の変化や多様化する教育内容・方法に対応するため、学校施設・設備や学校ICT環境の整備を進めます。

教職員の法令順守及び不祥事の未然防止と服務規律の徹底を図るとともに、働き方改革の推進に取り組みます。

教職員住宅のあり方を検証し、老朽化した教員住宅の計画的な改修・修繕を行うとともに、管理戸数・維持管理計画の策定に努めます。

3 施策の主な取り組み

(1) 学校施設等の老朽化対策としての長寿命化改修の計画的な実施

①施設の老朽化対策として、長寿命化改修等を計画的に実施するとともに、多様なニーズに対応するための整備計画の策定に努めます。

②太陽光発電システムを全ての学校に導入します。

③非構造部材の耐震対策、防災機能強化による教育環境の質的向上に努めます。

(2) I C T・教材備品等の環境整備
①主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた I C Tの活用及び普及を推進し、教員の I C Tを活用した指導力向上に努めます。
②教育 I C T計画の策定と学校 I C T環境を整備します。
③学校における情報セキュリティの確保に努め、インターネット利用ルールの定着と情報モラル教育を推進します。
④学校図書館の充実や、学校要望を踏まえた時代に応じた教材備品の整備に努めます。
(3) スクールバスの安全・安心な運行管理の徹底
①遠距離児童生徒の通学手段であるスクールバスの安全運行を推進し、自然災害など非常時対応の徹底に努めます。
(4) 教職員の資質向上と組織の活性化
①教育の今日的な課題解決にむけた、教育の専門家としての資質・能力の向上を図るために、研修・研鑽の機会の確保に努めます。
②法令順守の徹底を図るとともに、不祥事の未然防止と服務規律の徹底に努めます。
③芽室町立学校における働き方改革プランに基づき、教職員の時間外勤務等の縮減に向け取り組みます。
(5) 教職員住宅の適正な維持管理
①教職員住宅のあり方を検証し、老朽化した教職員住宅の整備・解体など、管理戸数・維持管理等計画の策定に努めます。
(6) 小中学校配置計画の推進
①望ましい学びの環境づくりのための、学校の適正配置・適正規模を検討し、今後の児童生徒数の推移などを基にした、学校配置計画を策定します。
②保護者等の意見等を踏まえた、学校選択を認める特定地域選択制度を継続して実施します。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度 (H29)	H30 年度 実績	R01 年度 実績	R02 年度 実績	R03 年度 実績	目標年度 (R4)
①公立学校施設の耐震改修状況調査において、「全棟数」に占める「耐震性がある数」の割合	100%	100%	100%	100%	100%	継続
②学校図書館図書標準の達成率	小 111.0% 中 116.4%	小 106.7% 中 113.1%	小 107.9% 中 110.6%	小 110.6% 中 105.7%	小 109.7% 中 112.6%	継続

③部活動休養日(年間 73 日)を設けている学校の割合	—	100%	100%	100%	100%
-----------------------------	---	------	------	------	------

■評価・振り返り

①芽室町立小・中学校全校の校舎、体育館の耐震化は完了している。

学校施設は、児童生徒が 1 日の大半を過ごす活動の場であり、安全で快適な教育環境を提供する必要があることから、今後も計画的な改修、修繕を行っていく。

②、③については、令和 3 年度時点で目標数値を達成している状況である。

今後についても取組みを継続し、安心安全で質の高い教育環境の整備の推進を図る。

施策項目 8 社会教育の推進と文化・スポーツの振興

第5期芽室町総合計画

基本目標2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策2・1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

政策2・2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

1 現状と課題

本町では、町民が心豊かに健康で充実した生涯を送るため「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができる学習環境を整え、学びのきっかけづくりに文化、スポーツのあらゆる場面で取組んできました。

幼児期から青少年期にかけては、将来、充実した社会生活を送るために必要な確かな学力、健康な身体、人間関係づくりの基本となる思いやりの心の醸成など、多くの資質や能力を身に着ける必要があります。そのため、地域の中の学校として地域学校協働活動の実践・充実や、青少年がふるさと芽室を学ぶ施設である「ふるさと歴史館」の充実など、青少年にとってより多くの体験活動の場の提供が必要となります。

発祥の地であるゲートボールは、昭和22年に本町で考案されて以降、高齢者を中心に親しまれてきたスポーツであり、毎年全国各地から多くのゲートボール爱好者を迎えて全国大会を開催するなど、競技の普及、振興に努めてきましたが、競技人口は減少しており、今後も町民の健康増進や年齢を問わず幅広い年齢層の町民が楽しめる軽スポーツとして普及啓発を行う必要があります。

町が長年にわたり支援し、活発に活動していた文化、スポーツの各団体では会員の減少、指導者の高齢化や担い手不足が顕著になっており、発掘、育成手段や他機関との連携等を行う等、対応策の検討が必要です。

中央公民館、総合体育館及び図書館などの社会教育施設は町民の学習活動の拠点であることから、学習機会の提供、情報発信に努め、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新を行う必要があります。

少子高齢化・人口減少が急速に進むなか、高齢者が生涯健康で生きがいをもって生活することが、地域社会の充実につながると考えられます。芸術・文化、スポーツをはじめ多様化するニーズに対応した学習活動等への支援が必要となります。

今後も個々の町民が生涯にわたりいきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指し、社会教育の推進と文化・スポーツの振興を図っていく必要があります。

2 施策の概要

学習機会や場の提供など学習環境の充実を図り、文化・スポーツ活動への参加の促進を図るとともに、文化財の収集・活用を行います。

3 施策項目・主な取り組み

(1) 青少年の基本的な生活習慣の定着と体験学習の場の充実

- ①確かな学力を身につけるため、学習習慣の定着を目指し、子ども学習塾や寺子屋めむろ、通学合宿の充実を図るとともに地域人材の活用に努めます。
- ②野外体験活動など社会教育施設などを活用した体験学習の機会の充実に努めます。
- ③国内外への派遣研修の充実や各種リーダー養成研修会など、青少年の資質向上に努めます。
- ④食育の推進のため地元の安全安心な食材を使った体験学習や「早寝・早起き・朝ごはん」の推進により、規則正しい生活習慣の定着を図ります。
- ⑤社会に適応する能力や規範意識を身につけることなど家庭教育の充実を図り、子育て支援課と連携して個々の事情に応じた家庭全体を支える体制づくりを行います。
- ⑥乳幼児期や児童・生徒の読書習慣の導入に効果的なブックスタートや朝読書、団体貸出し、移動文庫などを継続し子どもの読書活動の推進を図ります。
- ⑦児童、生徒の文化芸術鑑賞を支援し、鑑賞機会の充実を図ります。
- ⑧プロスポーツなどでの活動経験を持つ選手や指導者などの協力を得て、子どもたちがスポーツの楽しさや魅力を体験し、技術の向上などを学ぶ機会を設けます。

(2) 地域学校協働活動の推進

未来の担い手となる子どもたちの学びや成長を支えるため、地域全体で学校を支える地域学校協働活動に取り組みます。

(3) 学習支援体制の充実と学習発表の場の提供

- ①町民が自発的意思に基づき学習活動に取り組むきっかけづくりを支援するために、さまざまな施設での教室・講座やグループでの取組など、学習情報の提供に努めます。
- ②社会教育活動での指導者不足に対する支援策を検討し、町民それぞれがもつ経験や特技を生かす場面づくりのため、「茅室町地域指導者登録制度」の充実・活用を図ります。
- ③各種講座受講生や個人活動のサークル化の促進や文化活動などの情報提供に努め、文化活動をはじめるきっかけづくりの推進や、文化活動に対するニーズの多様化に対応します。
- ④町民の創作活動の発表の場である町民文化展や町民文芸発行を支援します。
- ⑤町民が体を動かす機会を増やし、健康増進のために、気軽に参加できるスポーツ教室の開催や年代や目的など多様なニーズに対応するための方策を検討し、スポーツ教室やスポーツプログラムを整備します。

(4) 社会教育・社会体育施設の機能の充実

- ①社会教育・社会体育施設は各種活動の拠点であることから、学習機会の提供や情報の発信などに努め、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。ま

た、総合体育館周辺の土地利用について検討をします。

②ふるさと歴史館は展示のリニューアル、体験コーナーの活用を進めます。

(5)社会教育関係団体の支援

①これまで取り組まれてきた地域活動を継続するため、社会教育協会、P T Aや青少年健全育成協議会など関係団体をはじめ、子ども会や家庭教育学級などの活動を支援します。

②文化協会や郷土芸能メムオロ太鼓保存会に対し活動支援や助言などを行います。

③自主的な各種スポーツ競技団体の活動に対し、体育会や少年団本部と連携し、団体を通じて町民が円滑にスポーツに取り組むことができる体制を整備します。

(6)高齢者の学習機会の充実と社会参加の促進

①高齢者の学習機会である「めむろ柏樹学園」は、カリキュラム内容の充実を図りながら継続します。

②高齢者がこれまで培った知識、技能を生かし、指導などを通じて子どもたちと交流を図るなど社会参加の機会を提供します。

(7)文化財の調査・保護の推進

①町の天然記念物である芽室公園の柏の木の保護を行います。

②町民などが保有している貴重な資料などについて所在調査を行います。

(8)発祥の地ゲートボールの普及振興

①ゲートボール発祥の地として、ゲートボールが町民にとって身近で手軽に取り組むことのできる競技であると感じられる環境づくりに努めます。

②青少年、青年・成年層に対するゲートボールの普及活動に重点を置き、ゲートボール体験の場づくりなどの支援体制の充実を図り、将来的な競技人口減少への対策を講じます。

③町内の小中、高校生を対象とした体験教室の実施、道外の高校ゲートボール部を対象とした合宿誘致、各種大会出場にあたっての助成制度の整備など、青少年層への競技普及に対する支援を行います。

4 施策の方向性（成果指標）

指標	基準年度 (H29)	H30 年度 実績	R01 年度 実績	R02 年度 実績	R03 年度 実績	目標年度 (R4)
①児童生徒の社会教育事業参加人数	1,313 人	1,245 人	881 人	595 人	419 人	1,190 人
②芽室町内の体育施設利用者数	177,638 人	171,894 人	165,626 人	135,284 人	124,734 人	180,000 人
③地域文化活動への参加者数	1,196 人	1,221 人	1,220 人	1,384 人	1,172 人	960 人

■評価・振り返り

- ①読書感想文コンクールへの応募が減少していること、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会教育事業が中止となっていることなどから、令和元年度以降の社会教育事業への参加者が減少している。
- ②体育施設の利用者数が大幅に減少しているのは、令和元年度冬期間から新型コロナウイルス感染症拡大の影響による「緊急事態宣言」の発令や、「まん延防止等重点措置区域」の指定があったため、体育施設の利用を制限していたことによるものである。
- ③文化活動参加者については、ほぼ横ばいで推移しているが、令和2年度から町民文化展に町内幼稚園・保育所が参加したことにより人数が増加している。令和3年度については社会教育事業の中止により人数が減少した。

【參考資料】

○芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例

平成29年3月29日条例第16号

芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例 (設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるため、芽室町教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、芽室町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、芽室町教育振興基本計画の策定に関し、必要な調査と審議を行い、教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 芽室町立学校の教職員
- (3) 芽室町立学校の保護者
- (4) 芽室町社会教育委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱したときに始まり、当該諮問に係る答申をもって終わる。

2 委員の欠員により新たに委嘱する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表し、その会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、必要があるときは、教育委員会において招集することができる。

2 策定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

芽室町教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

	委員氏名	団体名等	参考
学識経験者	内山 ひさ子	学校法人 十勝立正学園理事長	
	村椿 武彦	北明やまと幼稚園 副園長	
	土屋 亮	北海道芽室高等学校校長	
	嶋野 幸也	白樺学園高等学校校長	
	太田 寛孝	芽室町商工会副会長	委員長
教職員	豊田 利一	芽室西中学校校長	
	桜井 紀夫	芽室中学校教頭	H30.3.31まで
	横山 一仁		H30.4.1から
	藤原 里絵	上美生中学校教諭	
校下保護者	千葉 和範	芽室西小学校 PTA 会長	
	成瀬 靖彦	芽室中学校 PTA 会長	
	飛田 敬貴	上美生小中学校 PTA 会長	
社会教育委員	岩野 真志	社会教育委員長	副委員長
	島影 由里香	社会教育委員	
	栗栖 尚子	社会教育委員	
	福井 栄子	社会教育委員	
	坂本 真智代	社会教育委員	
その他	伊藤 治久	社会福祉法人 社会福祉協議会	
	古川 誠	社会福祉法人 柏の里めむろ	

芽室町教育振興基本計画策定経過

月　　日	内　　容
平成 29 年 10 月 30 日 芽室町中央公民館 研修室	第 1 回策定委員会 ・委嘱状交付 ・委員長、副委員長の選出 ・諮問書交付 ・策定の背景・趣旨、他計画との関係、策定体制、スケジュール他
平成 30 年 3 月 14 日 芽室町中央公民館 研修室	第 2 回策定委員会 ・基本目標と施策項目・施策の主な取り組み(素案)の検討
平成 30 年 6 月 28 日 芽室町中央公民館 研修室	第 3 回策定委員会 ・芽室町教育振興基本計画(素案)の検討
平成 30 年 9 月 25 日 芽室町中央公民館 視聴覚室	第 4 回策定委員会 ・芽室町教育振興基本計画(案)について
平成 30 年 9 月 28 日 芽室町役場 第 1 委員会室	町議会 第 9 回厚生文教常任委員会 ・芽室町教育振興基本計画(案)について

月　　日	内　　容
平成 30 年 10 月 1 日	<p>まちづくり意見募集(パブリックコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期　間　～平成 30 年 10 月 31 日 ・公表場所 教育委員会事務所窓口、すまいる ボード、町ホームページ ・募集方法 ホットボイスはがき、郵送、FAX、電 子メール ・意見状況 なし
平成 30 年 11 月 27 日 芽室町中央公民館 図書資料室	<p>第 5 回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芽室町教育振興基本計画(最終案)の答申につ いて
平成 30 年 12 月 26 日 芽室町中央公民館 研修室	<p>第 13 回芽室町教育委員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芽室町教育振興基本計画策定(議案第 31 号)